

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン（案）
- ・ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果（ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証）（案）

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を配布するものとします。

### 3 意見の提出方法

#### 1 下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### 2 下記（４）

意見提出フォームに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### （１）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○光ディスク : コンパクトディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：broadband-seibi\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止対策のため「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

#### 4 意見提出期限

平成24年3月19日（月）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成24年3月19日（月）必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

#### 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)(及び)(ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案))に関し、別紙1(及び)(別紙2)のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

## 1. ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン（案）

項目		具体的内容	
1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的			
2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) 検証の目的		
	(2) ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証	
		イ ブロードバンド市場環境に関する検証	
		ウ ブロードバンド利用環境に関する検証	
	(3) 関係主体の取組に関する検証		
(4) 検証結果を踏まえた総務省の対応			
3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	ア 検証の目的	
		イ 第一種指定電気通信設備に関する検証	
		ウ 第二種指定電気通信設備に関する検証	
		エ 禁止行為に関する検証	
		オ 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	
		カ 機能分離の運用状況に関する検証	
		キ 検証結果を踏まえた総務省の	

		対応	
	(2) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	ア 検証の目的	
		イ 検証の対象	
		ウ 検証結果を踏まえた総務省の対応	
4	検証の具体的手順		
5	その他		

2. ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果（ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証）（案）

項目		具体的内容
1 制度の概要		
2 今回の検証プロセス		
3 検証結果	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証
		イ ブロードバンド市場環境に関する検証
		ウ ブロードバンド利用環境に関する検証
	(2)関係主体の取組に関する検証	ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組
		イ 公正競争環境の整備に関する取組
		ウ ICT利活用の促進に関する取組